

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事 業 所 名	訪問看護ステーション らっしゅナース	
所 在 地	滋賀県大津市小関町 7-33	
連 絡 先	(電話) 077-572-5234 (F A X) 077-522-5235	
管 理 者 名	阿久根 浩昌	
サービス種類	(介護保険) 訪問看護・介護予防訪問看護・(医療保険) 訪問看護	
介護保険指定番号	2560190528 号	
サービス提供地域	大津市地域包括支援センター地域（和邇から膳所）、京都市地域包括支援センター地域（大宅から日ノ岡）	

2 事業の目的・運営方針

事業の目的

要介護（要支援）状態と認定されたご利用者様に対し、（介護予防）訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを提供します。

運営方針

- (1) 訪問看護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう支援します。
- (3) (介護予防) 訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な(介護予防)訪問看護のサービス提供に努めます。
- (4) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます

3 本事業所の職員体制(令和7年3月1日現在)

	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1名	名	1名
看 護 師	看護師（管理者含む）	3名	1名	4名
理学療法士		1名	名	1名
作業療法士		1名	名	1名
言語聴覚士		名	名	名

4 営業時間

平　　日	午前 8：30 ～ 午後 17：30
土曜日	午前 8：30 ～ 午後 17：30
定　休　日	年中無休

サービス提供日　：日曜日～土曜日

サービス提供時間：8：30～17：30

連絡体制等：24 時間常時電話による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応が出来る体制とする

5 訪問看護の内容

- ① 主治医指示書、居宅（介護予防）サービス計画書の内容を踏まえ、状態をアセスメントした（介護予防）訪問看護計画書の作成（計画書の内容は以下の内容等）
- ② 状態の観察
- ③ 身体の清潔援助
- ④ 創傷処置や床ずれ等の処置及び指導
- ⑤ カテーテル類の管理
- ⑥ 身体の機能維持、回復に向けたリハビリテーション
- ⑦ 栄養に関する援助
- ⑧ 排泄に関する援助
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理
- ⑪ 療養環境の整備
- ⑫ 家族への看護（療養生活）指導及び介護（介護方法）支援・相談

6 利用料金

(1) 利用料金などのお支払方法

利用料として、介護報酬告示上の額の支払を利用者から受け取るものとします。なお、そのサービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証に記載（1割、2割または3割）されている額を受け取るものとします。

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日前後までに請求書をお渡しします。支払期日として請求月の 27 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(2) 償還払いについて

介護保険料の滞納等により償還払いとなる場合は、利用料を全額お支払いいただき、その後ご自身で保険者に申請をしていただき、払い戻しを受けるものとします。

(3) キャンセル料

訪問看護の利用中止については、訪問予定日の前営業日までに連絡があれば、予定されたサービスを変更、または中止することができます

〔具体的な利用料は次頁「訪問看護利用料金表」のとおりです〕

【介護保険】(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(1) 利用料金 <保険単位と基本利用料> 地域区分単価 1 単位=10.7 円 (5 級地)

負担額の計算方法・・・報酬単位 × 地域区分単価 (10.7) = A (小数点以下切り捨て)

A × (介護保険負担割合証の割合数) = B

(介護保険負担割合証の割合数) = 介護保険負担割合が 1 割負担の方は 0.9、2 割の方は 0.8、3 割の方は 0.7 をかけて下さい)

A - B = 利用者負担額

《要介護》

サービス所要時間	保険単位	利用料金 (1 割負担)	利用料金 (2 割負担)	利用料金 (3 割負担)
訪問看護 I 1 (20 分未満)	314 単位	335 円	671 円	1007 円
訪問看護 I 2 (30 分未満)	471 単位	504 円	1008 円	1512 円
訪問看護 I 3 (30 分以上 60 分未満)	823 単位	881 円	1762 円	2642 円
訪問看護 I 4 (60 分以上 90 分未満)	1128 単位	1204 円	2408 円	3612 円

《要支援》

サービス所要時間	保険単位	利用料金 (1 割負担)	利用料金 (2 割負担)	利用料金 (3 割負担)
訪問看護 I 1 (20 分未満)	303 単位	325 円	649 円	973 円
訪問看護 I 2 (30 分未満)	451 単位	483 円	965 円	1448 円
訪問看護 I 3 (30 分以上 60 分未満)	794 単位	850 円	1699 円	2549 円
訪問看護 I 4 (60 分以上 90 分未満)	1090 単位	1167 円	2333 円	3499 円

◎理学療法士による訪問

理学療法士等による介護予防訪問看護の場合、利用開始月から 12 ヶ月超の場合 1 回につき 5 単位を減算

《要介護》

サービス所要時間	保険 単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
◎訪問看護 I 5 (1回 20分)	294 単位	314円	629円	943円

《要支援》

サービス所要時間	保険 単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
◎訪問看護 I 5 (1回 20分)	284 単位	303円	607円	911円

(注) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の訪問の場合 上記単位数の 25%増

深夜(22:00~ 6:00)の訪問の場合 上記単位数の 50%増

准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の 10%減

○サービスの加算料金

加算項目	保険単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
初回加算 (I)	350 単位	375円	749円	1124円
初回加算 (II)	300 単位	321円	642円	963円
特別管理加算 (I) (1月につき)	500 単位	535円	1070円	1605円
特別管理加算 (II) (1月につき)	250 単位	268円	535円	803円
緊急時訪問看護加算 (I) (1月につき)	600 単位	642円	1284円	1926円
緊急時訪問看護加算 (II) (1月につき)	574 単位	615円	1229円	1843円
複数名訪問加算 30分未満 (訪問1回につき)	254 単位	272円	544円	816円
複数名訪問加算 30分以上 (訪問1回につき)	402 単位	431円	861円	1291円
長時間訪問看護加算 (訪問1回につき) (所要時間の通算が 1時間 30分を超えた場合)	300 単位	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	600 単位	642円	1284円	1926円
ターミナルケア加算 (死亡月)	2500 単位	2675円	5350円	8025円
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	268円	535円	803円
遠隔死亡診断補助加算	150 単位	221円	333円	500円

初回加算（I）：新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に（介護予防）に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

初回加算（II）：新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に（介護予防）に対して、初回の訪問看護を行った場合に所定単位数を加算します。

*要支援への介護予防訪問看護を利用していたものが、要介護状態になり引き続き継続して訪問看護を利用する場合は、変更となった月に初回加算を算定します。

*過去2月において訪問看護の提供を受けていない場合で、新たに再開にて訪問看護を利用した場合に算定します。

特別管理加算（I又はII）：以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定いたします。

特別管理加算Iを算定する場合

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算IIを算定する場合

① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態

②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

③ 真皮を超える褥瘡の状態

④点滴注射を3日以上行う必要があると認められる状態

④緊急時訪問看護加算（I）

（1）指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問する事となっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定します。

（2）緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている要件を満たす場合に算定します。

緊急時訪問看護加算（II）：指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問する事となっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定します。

*緊急時訪問看護加算の同意を頂く方には、専用の電話番号をお知らせいたします。

その場合、24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。

複数名訪問看護加算：複数名訪問加算の対象となるのは下記の方で、ご利用者の同意を得て算定します。

①利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による（介護予防）訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

長時間訪問看護加算：指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

退院時共同指導加算：訪問看護ステーション等が、病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行った場合に算定します。

ターミナル加算：在宅で亡くなられた場合、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にある方は1日）以上ターミナルケアを行った場合に算定いたします。

看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと、訪問介護事業所と連携して、痰吸引等の業務を円滑に行う支援を行った場合に算定します。

遠隔死亡診断補助加算：情報通信機器を用いた在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が死亡診断を加算する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算を算定します。

介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

駐車場がない場合は近隣のパーキングへ駐車し訪問いたします。駐車場利用に関わる駐車代金をご請求しご負担をお願いいたします。

交通費	片道10kmあたり	200円
-----	-----------	------

(4) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の30%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

(5) その他

- 死後の処置料 20,000円

※ご利用者様のお住まいでのサービスを提供するために使用するガスや水道、電気等の費用はご利用者様のご負担となります。

7 緊急時の対応方法

- (1) (介護予防) 訪問看護の提供にあたり体調の急変が生じた場合は、必要に応じて臨機応変に手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者へ報告します。また主治医への連絡が困難な場合、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) (介護予防) 訪問看護の提供にあたり、なんらかの事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護（介護予防）支援事業者など、関係各位へ連絡します。

8 苦情相談窓口

当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

訪問看護ステーションらっしゅナース 苦情受付窓口 苦情受付担当者	所在地	滋賀県大津市小関町 7-33
	担当者	阿久根 浩昌
	電話	077-572-5234
	FAX	077-572-5235
受付時間：午前8:30～午後17:30		

大津市健康保険部 介護保険課	077-528-2753
山科区役所健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-592-3290
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9050

9 個人情報の保護

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後にも継続するものとします。

10 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止の為に次に掲げる通り必要な措置を講じるものとします。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識向上に努めます。
- (2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制（事業所ミーティング等）を整える他、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (3) 責任者の設置

訪問看護ステーションらっしゅナース 管理者／人権擁護・虐待防止責任者 阿久根 浩昌

11 非常災害時対策

本事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、市町村や他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

12 暴力団員排除について

本事業所を運営する法人の役員及び、事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）ではありません。

またその事業の運営について、暴力団員の支配を受けることはありません。